

◇教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 教育委員会所管の学校の教員等の昇給に係る基準昇給号給数の算定の基準を改めることになりました。
- 2 この規則は、令和6年4月1日から施行することになりました。

(総務局人事部給与課)